

柏市公設総合地方卸売市場業務条例の一部改正（案）について

1 改正理由

現行の柏市公設総合地方卸売市場の委託手数料（以下「委託手数料」という。）については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）において、市長がその率を定めていることから、卸売業者はこの率に従って出荷者等から委託手数料を徴収しています。

平成16年6月9日に改正された卸売市場法が施行されたことに伴い、委託手数料については、平成21年4月1日から卸売業者が機能・サービスに見合った額の徴収を行うことができるように弾力化されます。

これを受けて、柏市では委託手数料について、卸売業者自らが集荷力や経営状況等に応じて額を定めることができるよう業務条例の一部改正をする予定です。

2 改正（案）の内容

業務条例の一部改正（案）については、別紙のとおりです。